

【2】保育を必要とする事由について

(1) 前頁「認定区分」の2・3号認定を受けるには、保護者(父母ともに)が下記いずれかの「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。

保育を必要とする事由	具体的な状況	保育時間	利用可能期間
就 労	就労している場合 (月 64 時間以上就労していること)	標準時間 (月 120 時間以上の就労) 短時間 (月 120 時間未満の就労)	就労期間中
妊娠・出産	妊娠中であるか、又は出産後間もない場合	標準時間	出産予定月の2ヵ月前から生後3ヵ月に達する月の末日
保護者の 疾病・障がい	保護者が病気や負傷、障がいがある場合	標準時間	診断書記載の療養期間中 手帳の有効期間中
親族の 介護・看護	疾病・障がいのある親族を常時介護・看護している場合	標準時間	介護・看護期間中
災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている場合	標準時間	復旧期間中
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合 または起業準備を行っている場合	短時間	90 日経った月の月末まで/年度 ※年度をまたぐ場合でも、利用可能期間は連続 90 日までです。
就 学	大学・専門学校・職業訓練校等に在学している場合(月 64 時間以上就学していること) ※自動車教習所、習い事等は該当しません	標準時間 (月 120 時間以上の就学) 短時間 (月 120 時間未満の就学)	就学期間中
社会的養護	虐待や DV のおそれがある場合	標準時間	市長が認める期間中

(2) 上記の「保育を必要とする事由」(求職活動は除く。)から育児休業を取得した方

保育を必要とする事由	具体的な状況	保育時間	利用可能期間
育児休業等 (在園児のみ)	育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である場合 ※育児休業制度に該当しない育児のための休暇も含む	短時間	育児対象児童が 2 歳になる月末まで

※育児休業等は、2歳未満の子を家庭保育するため、きょうだい児の保育を必要とすることをいいます。既に施設利用している在園児を対象とした事由のため、新規申込での適用はできません。